

エ 造り込み

硬い鋼（皮鉄）を外側にして、内側に軟らかい鋼（心鉄）を包み込むように鍛接する。組合せは、U字型の皮鉄で心鉄を包み込む「甲伏せ」という手法を用いている。

オ 素延べ・火造り

素延べ・火造りの工程においては、もっぱら小槌で叩きながら刀の形に整えていく。

カ 土置き・焼き入れ

刃文を出すための土を刃に薄く塗る。塗り方を変えることで、仕上がる刃文が異なる。刀の切先部分は薄く、焼き入れの際、温度が高くなることによりひび（焼き割れ）が入るおそれがあるため、置き土の厚みの微妙な調整が必要となる。

焼き入れの後で急冷用に用いる水は、水道水を一定期間置き、ガス抜きして使用している。

キ 用具

日本刀製作に使用する用具（槌、てこ棒など）は、基本的には鍛冶仕事の一環として、自ら製作する。弟子がいれば、道具作りや道具直しを最初に学ばせる。

(3) 製作工程の実演

「火造り」の工程において、整形する部分を火床で繰り返し赤めながら、小槌を使い、鎚の線を打ち出し、刃の部分を薄く仕上げ形を整える技術を実演。

(4) その他

たたら製鉄の研究をしていく中で、これまでの金属学では知られていないことが分かってきた。一例を挙げると、比重選鉱法で採取された砂鉄に多く含まれる酸化チタンが、たたら製鉄において重要な役割を果たしていることを実験によって解明した。これらの研究成果は、研究論文や研究会等での発表に結実している。

玉鋼の原料となる砂鉄は、庄原・西城地域では集まりにくい。このため、製作する刀に地域的な特色を出すのは難しい。

6 会議の内容

太郎良部会長

ただ今から広島県文化財保護審議会無形文化財部会を開会いたします。本日は、無形文化財部会委員4人全員が御出席ですので、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項の規定により、会議は成立いたします。また、広島県無形文化財「日本刀製作技術」保持者の三上特別委員にも御出席いただいています。

加藤課長

開会に当たりまして、加藤文化財課長から御挨拶を頂きます。本日は、お忙しい中、また遠方より無形文化財部会の現地調査及び会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

これから、先ほど現地調査をしていただいた、広島県無形文化財候補物件の「日本刀製作技術」の取扱いについて協議していただき、指定の可否等について御審議いただきます。

活発に御意見を賜りますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

太郎良部会長

先ほど、庄原市教育委員会から申請されております、広島県無形文化財候補物件「日本刀製作技術」について、現地調査をいたしました。

ここからは、この物件の広島県無形文化財の指定の可否について審議します。

最初に、本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は、審議途中の案件であることから、総会による決定まで非公開ということとし、答申の後、議事録をもって公開するということではいかがでしょうか。

委員
太郎良部会長

(異議なし)

御異議ございませんようですので、本日の会議は、答申までの間、非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。

それでは審議に入ります。

先ほど、広島県無形文化財候補物件「日本刀製作技術」について現地調査をしましたので、その内容については把握できたものと思います。

そこで、広島県無形文化財の指定基準等について、事務局から説明してください。その後で、候補物件の内容と指定基準等とを照らし合わせて審議したいと思います。

事務局

資料6を御覧ください。

参考1及び2に、無形文化財の指定及び保持者の認定について、文化財保護法と広島県文化財保護条例の規定を掲載しています。

参考3～5に、平成14年に無形文化財部会で承認された指定基準等を掲載しています。「広島県無形文化財の指定基準」については、工芸技術は、「(1) 芸術上特に価値の高いもの」、「(2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの」又は「(3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著なもの」を対象としています。

参考4の、「広島県無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準」では、「1 広島県無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者」、「2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者」等を対象としています。

参考5の、「広島県無形文化財の指定及び認定に当たっての基本的考え方」では、「工芸技術」は、「1 当該技術が本県内において、明治以前から伝統的に継承されてきていること」、「2 製作技術の主要部分が手工業であること」、「3 伝統的な技術又は技法により製作されていること」、「4 伝統的に使用されてきた原材料が主に用いられていること」などの申合せが行われています。

資料7を御覧ください。広島県無形文化財の指定基準等を満たす例として、過去の県無形文化財及びその保持者の一覧を示したものです。

資料8は、平成18年に広島県無形文化財「日本刀製作技術」の指定及び三上孝徳氏をその保持者に認定した際の指定調書です。

資料9は、国の重要無形文化財の制度の概要及び指定・認定状況の一覧です。

資料10は、中国地方各県の無形文化財の指定・認定状況の一覧です。

資料11は、日本刀製作技術に係る国の重要無形文化財の指定・認定実績、及び他県での現時点での指定・認定状況を一覧にしています。

併せて参考にしていただければと思います。

なお、資料11の「2 都道府県指定無形文化財」の中で、長野県と岐阜県の保持者・保持団体の名称が逆になっていました。訂正してお詫びいたします。

以上でございます。

太郎良部会長

ただ今の御説明を踏まえ、本日現地調査した「日本刀製作技術」を広島県無形文化財に指定することが適切であるか、また、久保善博さんをその保持者として認定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思いま

す。

なお、「日本刀製作技術」については、本日特別委員として御出席の三上孝徳さんを保持者として、現在、広島県無形文化財に指定しています。このことから、今回の久保善博さんの技術が指定にふさわしいという結論となった場合、指定及び認定の方法としては、一つは、新たに「日本刀製作技術」の広島県無形文化財の指定をし、その保持者として久保善博さんを認定するという方法、もう一つは、現に広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」の保持者として久保善博さんを追加認定するという、二通りの方法があります。

この点について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局

資料6の参考2を御覧ください。

広島県文化財保護条例第23条第5項は、「第一項の規定による指定をした後においても、当該県無形文化財の保持者」「として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者」「として追加認定することができる。」としています。

「日本刀製作技術」については、三上孝徳さんを保持者として、広島県無形文化財に指定しています。

今回御審議いただく久保善博さんの技術が、広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」と同種の技術であると考え、新たな「日本刀製作技術」の指定は行わず、久保さんを既存の広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者として追加認定するという考え方ができます。

一方、久保さんの製作技術は、地域性や製作技法・作風などを考慮し、広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」とは異なると考えると、新たに久保さんの「日本刀製作技術」を広島県無形文化財に指定し、その保持者として久保さんを認定するという考え方ができると思います。

なお、資料7に掲載していますように、これまで、本県においては、広島県無形文化財に指定された文化財1件に対する保持者の認定は1名のみで、保持者を追加認定した事例や、同種の無形文化財についてそれぞれを指定した事例はございません。

資料11として、他の都道府県の「日本刀製作技術」の無形文化財指定状況を記載しています。保持者が2名以上認定されている事例として、奈良県では、同じ「日本刀製作技術」の名称で2件の指定があり、保持者もそれぞれ1名認定されています。一方、東京都では、「日本刀製作技術」の指定は1件で、保持者が複数となる場合は、その保持者の追加認定としています。

資料10には、中国地方各県の無形文化財の指定・認定状況を記載しています。岡山県の木工芸や、山口県の萩焼などのように、既に指定及び保持者が認定された無形文化財について、同種の文化財の保持者を認定する場合は、保持者の追加認定で対応しています。

資料9に、国の重要無形文化財の制度及び指定・認定状況を記載しています。国においては、現時点で、「日本刀」の指定はありませんが、例えば「金工」の中の「彫金」のように、一つの重要無形文化財名称に対して保持者が複数となる場合は、追加認定としています。資料11に戻りますが、国重要無形文化財の「日本刀」についても、保持者が複数となる場合は、その都度追加認定しています。

文化庁に聴き取ったところ、国指定文化財においては、地域性や作風・製作方法などに若干の違いがあっても、既に指定及び保持者が認定された重要無形文化財に対して、これと同種の文化財の保持者を認定しようとする場合は、保持者の追加認定を基本としているとのこと。なお、地方自治体指定文化財については、奈良県のように同一名称で複数の無形

文化財を指定しても全く問題なく、各地方自治体の基準や考え方に従って取り扱えばよい旨を確認しております。

以上の点を御参考に、今回の久保善博さんの技術が指定にふさわしいという結論となった場合の指定及び認定の方法についても、御審議いただければと思います。

太郎良部会長 以上の点を踏まえて、久保善博さんの日本刀製作技術の指定又は認定の方法についても、御意見を頂きたいと思います。

濱田委員 事務局にお伺いします。三上委員の日本刀製作技術が広島県無形文化財に指定された際に、資料6の参考3、4及び5に示す基準の中で、どの項目を満たしているということで指定されたのでしょうか。今回の久保さんの場合もほぼ同じような基準になると思いますので、三上委員の指定当時、どの基準に基づいて判断をされたのか、分かれば教えてください。

事務局 資料8の三上委員の日本刀製作技術の指定調書の「指定理由」の中で、「県内には8人の刀匠が互いに切磋琢磨・精進しながら製作に精励している。三上貞直氏はそれらの中にあつて、最も高度な技術を体得し、全国的にも高い評価を受けている刀匠である。」と記載されていますように、認定基準でいうと、参考4の工芸技術関係の保持者の「1」の基準に該当すると考えられます。工芸技術そのものは、参考3の工芸技術関係の(1)(2)(3)いずれにも当てはまるものと考えます。「地域的特色が顕著」という点が薄いということであれば、(1)及び(2)の基準に該当すると考えられます。

加藤課長 三上委員の日本刀製作技術の指定のきっかけは、今回の久保さんも同様ですが、新作刀の展覧会で第1席、つまり日本一を2回受賞されたことです。三上委員は広島県に住み、製作をされていらっしゃることから、県教育委員会としても、このような高度な日本刀製作技術が県内にあるということをごきちん評価すべきであるということから、県無形文化財指定の審議が始まったと記憶しています。

そういう意味でいうと、技術の高度性が最も評価される点であると考えます。

先ほどの現地調査の際、久保さんの日本刀製作技術に、広島県や西城地方特有の地域的特色があるかどうかという御質問もありましたが、日本刀製作技術について地域的特色を挙げるのは難しいと思います。国の重要無形文化財の保持者についても、地域というよりも流派でかなり固定されています。三上委員の指定の際にも、広島県ならではの顕著な特色を有する技術かどうかという点について議論もありましたが、結論としては、技術の地域性が重要ということではなく、広島県に在住し、日本一の高度な技術を有するということが重要であり、この点を広島県として評価して指定するのがふさわしい、という話になったと記憶しています。

濱田委員 美術工芸品の指定調書では、指定基準のどの項目に該当するということをご明記しています。今回、無形文化財の指定調書を作ることになれば、できれば指定・認定基準のどの項目に該当するかを明記したほうがよいと思います。三上委員の指定の際の指定調書にはその点が書かれていなかったもので、お伺いした次第です。

三村委員 指定が適当となった場合に、新指定とするか、あるいは保持者の追加認定とするかという点について、どちらでも良いという文化庁の見解は理解できます。ただし、今回の場合においては、私としては、保持者の追加認定という形が最も分かりやすいと考えます。

濱田委員 私としては、今回、仮に保持者の追加認定という結論となった場合、表向きには、広島県無形文化財の指定件数が増えることになりませんので、新指定としてはどうかと考えます。

他の文化財分野、例えば美術工芸品の仏像では、同じ阿弥陀仏の名称で

も、所有するお寺ごとに1件と数えます。無形文化財の場合、技術に対して指定を行い、その保持者として認定された人が複数人となっても、指定件数は1件のままというのが基本だと思いますが、国指定の重要無形文化財の取扱いに準ずる必要がないのであれば、可能なら新指定とするほうが、指定件数が1件増えたという形でアピールできるのではないかと思います。

三 村 委 員 私が保持者の追加認定のほうが分かりやすいと申し上げたのは、事前に送付された資料にもあったように、久保さんが三上委員と同じグループで活動していらっしゃるということから、細かい内容で違いはあってもほぼ同じような案件だろうと思いますので、そうした点を考慮しての発言です。

中 原 委 員 指定件数が増えないことで、何か不利になることはありますか。不利になるようなことがないのであれば、特別に新指定する理由はないのではないかと思います。もちろん、久保さんと三上委員に違いはあるでしょうが、違いを大きく取り立てるような分野ではないという気がしますので、保持者の追加認定のほうがよいと思います。指定件数が増えることによって、どのような利点があるのでしょうか。

事 務 局 指定件数について全国の都道府県と比較した時に、現在広島県の指定件数は全国で12位前後だったと思いますが、その件数が増えるということは、広島県において文化財の指定・保護が進んでいるということになりますので、評価される点になると思います。

三 村 委 員 三上委員にお聞きしたいのですが、久保さんと三上委員は叢雲会で御一緒に活動されていましたが、お二人の日本刀製作技術は全く異なる技術であるのか、又は類似しているところが全くないと言えるのでしょうか。

三 上 委 員 刀を製作すること自体は同じです。作風については、久保さんは完全な備前伝ですが、私は相伝備前といって、備前の刀匠が正宗などの相州伝を取り入れた、少し変形型のものを目指しているのです。そこで伝法の違いがあります。

三 村 委 員 それは細かく言えば違うのか、あるいは大きく言えば違うのか、どちらでしょうか。

三 上 委 員 大きく言えば同じですが、細かく言えば違います。

三 村 委 員 その違いが、同じ技術とみなすべきではないレベルのものであれば、別々の指定とするのが分かりやすいというのは当然のことだと思います。

三 上 委 員 国が指定する重要無形文化財「日本刀」の保持者、いわゆる人間国宝は、相州伝の人もおり、備前伝の人もおり、いろんな流派の人がいますが、全て保持者の追加認定とされています。国においてはそのような判断をされています。

ただし、広島県にとってメリットがあれば、新指定という方法も考えられると思います。もし久保さんを新指定とするのであれば、たたら製鉄の研究者としても顕著な実績があるので、例えば、「日本刀製作技術とたたら製鉄研究者」という形にすれば、新指定もあり得るかなと思いました。私は日刀保たたらに勤めており、実際にたたら製鉄をやっていますが、久保さんはそうではなくて、たたら製鉄のメカニズムを研究されています。刀匠として日本でトップクラスの人がたたら製鉄の研究をしているということに意味があると思います。

三 村 委 員 研究については、世の中には様々な研究をしている人がたくさんいますので、研究実績としては挙げてよいでしょうが、新指定の根拠とするような性格のものではないと思います。

三 上 委 員 保持者の追加認定のほうが分かりやすいという意見には賛同しますし、一方、県にとって指定件数を増やすことのメリットがあるのであれば、新指定とすることも理解できます。

- 中原委員 研究面は別のところで評価してもらって、本人の評価として、こういう面とこういう面があるということは言えると思いますが、この部会の中では研究の評価はできないと思います。
- 三村委員 研究者として指定するものではなく、日本刀製作の技術者として指定にふさわしいかどうかを判断すべきものだと思います。
- 三上委員 別の観点から申し上げますと、久保さんは「映り」の技法の研究・実践をされていますので、映りの再現技術が久保さんの特色として挙げられると思います。
奈良県が月山刀匠を県無形文化財に指定・認定した後に、河内刀匠を新たに県無形文化財に指定・認定していますが、河内刀匠の指定名称にあえて「伝統工芸金工」を付けて新指定としているのは、もしかすると同じような意図があるのかなと感じました。
ただ、この部会で、追加認定のほうに分かりやすいという判断になるのであれば、それでよろしいかと思えます。
- 三村委員 久保さんの技術が三上委員とは別のものとして指定すべき内容のものであれば、新指定にすべきだと思いますが、分かりやすさで言えば、三上委員の日本刀製作技術に対しての追加認定というのがよろしいと思います。
- 三上委員 追加認定とすれば、例えば、今後相州伝の刀匠が広島に来られても、大和伝の刀匠が来られても、広島県無形文化財の日本刀製作技術という括りの中に位置付けることが可能になると思います。
- 太郎良部会長
濱田委員 いろいろな御意見を頂きましたが、濱田委員いかがでしょうか。
指定件数が増えればという思いがあったので先ほどの意見を述べさせていただきますが、同じような技術ということであれば、皆さんの御意見と同じように、一つの括りで保持者を追加認定するということがよろしいかと思えます。
- 太郎良部会長
三村委員 他に御意見やお気づきのことはありますでしょうか。
資料6の参考3及び参考4に示す基準に照らして、久保さんの技術が追加認定にふさわしいかどうかという点について検討する必要があると思います。久保さんの技術に基づく高い実績をデータとして提示してありますので、おそらく追加認定にふさわしいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 三上委員 参考3の「芸術上特に価値の高いもの」という点については、久保さんは、これまで意識して出すことがなかなかできなかった「映り」の技法を意識して出せるようになり、次のステップでは更に芸術性の高い作品が期待できるということが言えると思います。それが完璧かということ、意識して映りを出すことはできるけれども、鎌倉時代末期の長光や景光のような完璧な映りを出すにはまだまだ研究の余地があると思います。ただ、現在、映りを出せる刀匠の中で、久保さんほど科学的な見地を持って製作している人は非常に少ないです。そうした点から、久保さんは、広島県無形文化財の保持者にとどまらず、将来の人間国宝にもなる可能性も高い刀匠であると思います。
「工芸史上特に重要な地位を占めるもの」という点については、日本刀製作技術については全てが当てはまると考えます。
ただし、「地域的特色が顕著なもの」という点については、非常に弱いと思います。広島県においては三原刀が有名で、室町時代には海外にも大量に輸出されていた日本刀の一大産地であることが知られていますが、三原刀匠がどこで活躍していたかも分かっていません。その三原刀の技術を現在の久保さんが継承しているかということ、久保さんの作風は備前伝です。少し違います。
以上のことから、今回の久保さんの技術は、指定基準の「(1) 芸術上特

に価値の高いもの」が最も当てはまると思います。

参考4の「1」「高度に体得している者」という点については、日本一を2度も受賞されていること、また、今月末からの文化庁主催の研修会で講師を務められることから、いわば国が認めている技術をお持ちということになりますので、該当すると考えます。

「2」「工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者」という点については、文化庁が認めているということは、この基準に該当すると考えます。

太郎良部会長 文化庁主催の研修会の講師に任命されたということですが、これは全国で何人くらい選ばれるのでしょうか。

三上委員 5人程度です。文化庁の研修会では、弟子が受講する場合は講師にはなれませんので、日本全国のトップクラスの刀匠から、これまでの賞歴や行動その他を鑑みて決定されることになっています。久保さんは、これまでも2度この講師に任命されています。

太郎良部会長 文化庁に選任される講師は年度によって異なるのでしょうか。

三上委員 異なります。

太郎良部会長 資料6の参考3及び4に照らして、久保さんの技術は指定及び認定基準に該当すると考えてよろしいでしょうか。

三村委員 地域的特色について、少し気になる点があります。参考4の保持者の認定基準には、地域的特色について記述されていません。おそらく様々な経緯があって地域的特色を基準に含めないことになっているものと思いますが、本日のお話を伺う中で、日本刀製作技術においては、いろいろな制約があって地域的特色が出せないということも理解できました。このため、今回の件については、地域的特色という評価は厳密に適用させる必要はないのかなとも思いましたが、いかがでしょうか。

三上委員 例えば、日立金属が、庄原川に鉱区を持っているということであれば、堂々と砂鉄を採掘できますので、その砂鉄で製作した刀であれば地域的な特色が出せる可能性もあります。しかし、現在はそうした環境がないため、現時点で地域的特色を出すのは難しいと思います。

ただ、たたら研究に取り組むきっかけその他は、この地域であるからこそできるという蓋然性も高いと思います。現在、島根県奥出雲町にある日刀保たたらのような大規模たたらは、確かに幕末や明治期には存在しますが、中世のたたらはそれよりも小規模です。その点を考慮すると、現在久保さんが実践されている小規模たたらでの鉬^{けら}作りは、古代以来かなり多く取られた方法だろうと言われているので、そうした研究をされていると受け止めています。そういう意味では、かつてはあったかもしれない古代技術を研究されているという地域性は言えるかなと思います。

三村委員 三原よりも西城のほうが、地域性が強いということでしょうか。

三上委員 三原よりも中国山地に近い西城にいらっしゃるため、こうした研究が可能となるということから、地域的特色は大きいと思います。特に中国山地を中心として、山陽側と山陰側とでは砂鉄の性質が違います。山陰側の砂鉄は鉬作り、山陽側の砂鉄は銑鉄作りに非常に適していると言われているので、山陽側の砂鉄をもとに研究や製作を進めていけば、より地域性が高まってくると思います。

加藤課長 先ほど、三上委員の広島県無形文化財指定の際の説明でも申し上げましたが、日本刀製作技術においては、地域性の評価は非常に難しいと思います。

なお、参考3の指定基準につきましては、(1)(2)(3)のうちのいずれか一つに該当すれば対象となるということです。例えば、先ほど三上委員のおっしゃった「映り」という点に着目すれば、(1)に該当すると考えられます。

また、展覧会で全国の第1席を2度受賞されたということに着目すれば、(2)にも該当すると考えられますので、特に(3)の地域的特色が顕著なものという点にこだわる必要はないのではないかと考えております。ここでいう(3)の基準は、例えば、「三次人形の製作技術」が広島県無形文化財に指定されていますが、そういうものがこれに該当すると考えます。

太郎良部会長

参考4の基準も、先ほど三上委員の御意見にありましており、問題なく該当すると思いますが、いかがでしょうか。

他に何か御意見はありますか。

(委員)

(意見なし)

太郎良部会長

それでは、久保さんの日本刀製作技術は、参考3の指定基準のうち、工芸技術関係の(1)及び(2)に該当するとともに、参考4の保持者の認定基準の1及び2に該当するものと認めてよろしいでしょうか。

また、指定又は認定の方法は、「保持者の追加認定」ということでよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

太郎良部会長

御異議ございませんようですので、次に、保持者の認定名称は、いかがいたしましょうか。保持者の名称は本名と同じ「久保善博」となっていますが、これでよろしいでしょうか。

三村委員

三上委員の保持者認定の名称は、括弧書きで刀匠銘がありますね。

三上委員

久保さんの場合は刀匠銘と本名が同じですので、これでよろしいと思います。私や脇中さんの場合は刀匠銘と本名が異なるので、認定名称には括弧書きで刀匠銘(号)が入っています。

太郎良部会長

それでは、久保さんの技術については、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の追加認定が「可」ということでよろしいでしょうか。また、保持者の名称は「久保善博」を候補としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

太郎良部会長

次に、指定(認定)調書案は、どなたに作成していただきましょうか。御意見はございませんか。

濱田委員

このために三上委員に特別委員に就任していただいていますので、ぜひ三上委員にお願いしたいと思います。

太郎良部会長

三上委員に調書案を作成していただくことでよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

太郎良部会長

それでは、三上委員に調書案を作成していただきます。よろしくお願います。

なお、今後、もう一度部会を開催し、指定の是非、調書の内容の検討を行いたいと思います。お忙しいとは存じますが、御協力をよろしくお願います。

ほかに、御意見はございませんか。

(委員)

(意見なし)

太郎良部会長

無いようですので、以上で、本日の審議を終了いたします。事務局は、必要な事務を進めてください。

事務局

最後に、文化財課長の加藤が御挨拶を申し上げます。

加藤課長

本日は、現地調査も含めて、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

今回、久保善博さんを、現在、広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」の保持者として追加認定することが適当である旨御意見を頂きました。

三上委員には、お手数をおかけしますが、調書案を御執筆いただきますとともに、他の委員の皆様には、次の部会で御審議をお願いしたいと思います。

事務 局
ます。
どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。
本日は長時間にわたる御審議、ありがとうございました。
これをもちまして無形文化財部会を終了させていただきます。

7 審議結果

- (1) 久保善博氏の日本刀製作技術は、広島県無形文化財の指定及び保持者の認定にふさわしいと認める。
- (2) 指定又は認定の方法は、現在、広島県無形文化財に指定されている「日本刀製作技術」（保持者 三上孝徳〔刀匠銘 貞直〕）の保持者の追加認定とすることが適当である。
- (3) 保持者の認定名称については、「久保善博」とすることが適当である。
- (4) 調書案は、三上特別委員が執筆する。

8 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係
電話 082-513-5021